

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700031 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700060 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を40万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金元帳、A社の同僚に係る金融機関の取引推移一覧表及び請求期間当時の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳において確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から40万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与に係る資料は一切残っていないため、不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601341 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700062 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、34 万円から 38 万円、平成 20 年 2 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、34 万円から 44 万円、同年 7 月から平成 24 年 12 月までの標準報酬月額については、20 万円から 44 万円とする。

平成 19 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 20 年 2 月から平成 24 年 12 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 20 年 2 月から平成 24 年 12 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 10 月 1 日から平成 26 年 5 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が給与支給明細書の金額と異なって記録されている上、請求期間の一部については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社に係る給与支給明細書並びに同社から提出された請求者に係る平成 19 年分賃金台帳及び平成 20 年 1 月度から平成 26 年 5 月度までの支給控除一覧表により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される請求者の当該期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額

に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書、賃金台帳及び支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額は 38 万円、平成 20 年 2 月から平成 24 年 12 月までの標準報酬月額は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 19 年 10 月から平成 25 年 3 月までの標準報酬月額を訂正する旨の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 12 月 7 日に年金事務所へ提出していることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 19 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 20 年 2 月から平成 24 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 5 月 21 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び A 社から提出された支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額又は低額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700067 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700063 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月29日は14万9,000円、平成24年9月7日は7万2,000円、同年12月28日は14万3,000円、平成25年8月30日は9万6,000円、同年12月27日は16万円、平成26年8月31日は11万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月29日、平成24年9月7日、同年12月28日、平成25年8月30日、同年12月27日及び平成26年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月29日、平成24年9月7日、同年12月28日、平成25年8月30日、同年12月27日及び平成26年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成23年12月29日
② 平成24年9月7日
③ 平成24年12月28日
④ 平成25年8月30日
⑤ 平成25年12月27日
⑥ 平成26年8月31日

事業主が、各請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に提出したが、各請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料は時効により納付できないため、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当とされている。

各請求期間の賞与からは、厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間①から⑥までの期間において同社の取締役であることが認められるところ、当該事業所の事業主は、請求者は各請求期間を含めて、社会保険関係事務に関する職務上の権限はないと回答している。

また、A社から提出された各請求期間に係る月別集計及び支給控除項目一覧表により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る各標準賞与額については、月別集計及び支給控除項目一覧表により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間①は14万9,000円、請求期間②は7万2,000円、請求期間③は14万3,000円、請求期間④は9万6,000円、請求期間⑤は16万円とすることが必要である。

一方、請求期間⑥に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は各請求期間に係る賞与支払届を保険料徴収権の時効消滅後に年金事務所へ提出していることから、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700068 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700064 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年12月29日は20万4,000円、平成24年9月7日は9万円、同年12月28日は12万2,000円、平成25年8月30日は9万6,000円、同年12月27日は14万9,000円、平成26年8月31日は10万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月29日、平成24年9月7日、同年12月28日、平成25年8月30日、同年12月27日及び平成26年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月29日、平成24年9月7日、同年12月28日、平成25年8月30日、同年12月27日及び平成26年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成23年12月29日
② 平成24年9月7日
③ 平成24年12月28日
④ 平成25年8月30日
⑤ 平成25年12月27日
⑥ 平成26年8月31日

事業主が、各請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に提出したが、各請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料は時効により納付できいため、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当とされている。

各請求期間の賞与からは、厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間①から⑥までの期間において同社の取締役であることが認められるところ、当該事業所の事業主は、請求者は各請求期間を含めて、社会保険関係事務に関する職務上の権限はないとの回答している。

また、A社から提出された各請求期間に係る月別集計及び支給控除項目一覧表により、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る各標準賞与額については、月別集計及び支給控除項目一覧表により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が相違していることから、低額である方を認定し、請求期間①は20万4,000円、請求期間②は9万円、請求期間③は12万2,000円、請求期間④は9万6,000円、請求期間⑤は14万9,000円とすることが必要である。

一方、請求期間⑥に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表により確認ができる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と賞与支払額に見合う標準賞与額が同額であることから、10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は各請求期間に係る賞与支払届を保険料徴収権の時効消滅後に年金事務所へ提出していることから、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700021 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700015 号

第1 結論

昭和 53 年 * 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 * 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、母から私の国民年金保険料を私が 20 歳の時から納付していたと聞いている。

母は、自分の国民年金保険料を納付していたので、同時に私の保険料を納付していたはずである。

私が現在所持している国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）とは別の国民年金番号があるのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親から、請求者が 20 歳になった昭和 53 年 * 月から母親が国民年金保険料を納付していたと聞いたと主張しているところ、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金番号に係るオンライン記録の処理日から昭和 63 年 4 月頃に行われたと推認できる。

また、請求者は、A 市から転出したことはなく、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号以外の国民年金番号は見当たらぬ。

なお、請求者によれば、請求者の母親は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でないとしており、請求期間当時における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1700040号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第1700016号

第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

私の国民年金については、妻が加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A市の国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）Bが昭和41年11月下旬から昭和42年1月中旬までの期間中に払い出されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、当該期間のある時点に行われたものと推認できる。

なお、請求者の当該加入手続時点において、請求期間のうち昭和39年9月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、昭和42年1月下旬、請求者の上記国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者と請求者の妻に連番で払い出されていることが上記受付処理簿によって認められるところ、連番で払い出された請求者の国民年金番号Cは、先に払い出された国民年金番号Bと重複のため取り消されている。

さらに、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、請求者の請求期間と同一の期間に係る国民年金保険料が未納である。

そのほか、請求者の妻が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者の妻が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700029 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700061 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 31 日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成 21 年 12 月 31 日に解散し、平成 26 年 11 月 10 日に清算結了していることが確認できる上、同社の分割先の事業所の担当者は、A社の平成 18 年 12 月の賞与に係る賃金台帳等の資料については、引き継いでいない旨陳述している。

また、請求者の請求期間当時の居住地を管轄する市役所は、請求者の請求期間に係る課税資料を保有していない旨回答している上、請求者は、平成 18 年 12 月の賞与に係る支給明細書及び預金通帳を保有しておらず、当該賞与の振込先金融機関の支店名及び口座番号についても不明である旨陳述していることから、請求者の平成 18 年 12 月に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。